



発行 新潟県
第5号
 令和4年1月18日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 42 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 43 介護保険法による指定介護老人保健施設の開設許可（高齢福祉保健課）
- 44 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 45 保安林の指定予定（治山課）
- 46 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 47 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 48 道路の供用開始（道路管理課）
- 49 道路の区域変更（道路管理課）
- 50 道路の区域変更（道路管理課）
- 51 道路の区域変更（道路管理課）
- 52 都市計画事業の認可（都市整備課）
- 53 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

告 示

◎新潟県告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護	アースサポート阿賀野	新潟県阿賀野市保田 2844	アースサポート株 式会社	令和4年1月1 日

◎新潟県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

令和4年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
医療法人元山会介護老 人保健施設さつき荘	新潟県柏崎市大字軽井川字十 三本塚2791番地2	医療法人元山会	令和4年1月1日

◎新潟県告示第44号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年1月18日

新潟県知事 花角 英世

漁協	加入区の名称	区域
新潟	五十嵐浜	新潟市西区真砂、上新栄町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、内野上新町の区域
寺泊	寺泊	長岡市寺泊長峯、金山、田ノ尻、花立、松沢町、香清水、横掛、小川町、上荒町、二ノ関、烏帽子平、上片町、片町、大町、上田町、赤坂、荒町、名子山、一里塚、下荒町、鼠山、蔵場町、七曲、円上寺山、殿林、坂井町、一枚田、磯町、敷ノ川、越ノ浦、蟹沢、千駄越、庚塚、白岩、雨池、湊町、小屋場、藪田、切替、下窪田、大和田、郷本、志戸橋、山田、松田、明ヶ谷、田頭、夏戸、年友、引岡、戸崎、吉、大地、円上寺、箕輪、京ヶ入、本山、本弁、弁才天、川崎、下曾根、中曾根、蛇塚、当新田、野積、岩方、仁ヶ村外新田、田尻、矢田、入軽井、町軽井、平野新村新田、高内、求草、万善寺、敦ヶ曾根、北曾根、新長、小豆曾根、竹森、鱈口、下桐、畷田、木島、五分一、有信、下中条の区域
聖籠町	聖籠	北蒲原郡聖籠町大字網代浜、大字次第浜の区域

◎新潟県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月18日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字南沢壬2の2、壬2の14、壬2の18、壬2の24、壬2の31から壬2の45まで、壬2の47、壬2の48、壬2の59、壬2の67、壬2の68、壬2の91、壬2の92、壬2の94から壬2の116まで、字中ノ沢丙565、丙567、丁857、辛1320、辛1325、壬3の8、壬3の25から壬3の53まで、壬3の126、字かのくら丁855、丁856、字正面ヶ原丁859、字正面原戊907、字なごめん己637

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を令和4年1月7日認可した。

令和4年1月18日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備「生産基盤型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和4年1月19日から令和4年2月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	川茂(徳和)	換地計画書の写し	佐渡市役所本庁

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和4年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 一般国道 459号

2 供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町鹿瀬字松ヶ崎11865番1から同郡同町鹿瀬字松ヶ崎11868番1まで

3 供用開始の期日 令和4年1月18日

◎新潟県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 結東上郷宮野原線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字上郷宮野原5940番1から	新	8.1~10.8メートル	192.2メートル
同郡同町大字上郷宮野原5915番1まで			
	旧	4.0~8.4メートル	192.2メートル

◎新潟県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年1月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 加用今新田津南停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
中魚沼郡津南町大字上郷宮野原5899番5から	新	4.5～12.0メートル	96.5メートル
同郡同町大字上郷宮野原5850番1まで	旧	4.1～7.3メートル	97.8メートル

◎新潟県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年1月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越協野田新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字土橋字大坪1928番から	新	18.0メートル	26.9メートル
同市大字土橋字栗林1598番3まで	旧	18.0～18.6メートル	26.9メートル

◎新潟県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和4年1月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 新潟都市計画道路事業
(2) 名称 3・3・575号鳥屋野潟南部東西線
- 3 事業施行期間
令和4年1月18日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
新潟県新潟市中央区美の里及び姥ヶ山字大日南田地内
(2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年1月18日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和3年12月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市南六丁目6577番1の内、6578番1の内、6578番3の内、6578番4の内、6578番5の内、6578番6の内	6.00	54.95